

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第32号

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例

佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後						
<p>（占用料の額の特例）</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業（法第39条第1項ただし書に規定するものを除く。）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>					<p>（占用料の額の特例）</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 法第35条に規定する事業（法第39条第1項ただし書に規定するものを除く。）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>						
占有物件		占用料			占有物件		占用料				
		単位	金額				単位	金額			
略					略						
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	略	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11円	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	略	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11円
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1	110円			その他のもの		その面積1平方メートルにつき1	110円

改正前				改正後			
			月				月
略				略			
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			110円	令第7条第2号に掲げる工作物			1,300円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			130円	令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第7号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる施設	建築物		Aに0.020を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	建築物		Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額

改正前				改正後				
る応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額	る応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
備考 略				備考 略				

附 則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。